

令和3年11月1日
教育総務課

小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策要領 Ver.5 (R3.11_改訂版)

I 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③身体全体の抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

①感染源を絶つこと

ア 児童生徒および教職員の体調管理の徹底等

発熱等や風邪の症状(咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養させることを徹底すること。体調に少しでも変化が生じている場合には、迷わずかかりつけ医や最寄りの医療機関、もしくは県の相談窓口(受診・相談センター:0776-20-0795)に電話で相談させ、登校や出勤を控えさせること。

・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」(別紙1)に記録し、登校後に担任が確認すること。

・発熱等や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、出席停止扱いとすること(新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない)。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

※症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導するとともに、必要に応じて受診を勧め、その場合、受診状況や検査状況を保護者から聞き取って把握すること。

・体調に少しでも変化が生じている場合には、塾や習い事、スポーツ少年団など、人が集まる場所に行くことも控えるよう注意喚起すること。

・教職員が感染した場合は、特別休暇を取得させること。

・教職員についても検温等で毎日の健康状態を確認させ、新型コロナワクチン接種に伴う副反応の場合も含め、発熱や風邪の症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどが考えられる。

・教職員が濃厚接触者と判明した場合は、在宅勤務や職務専念義務の免除により、学校へ出勤させないこと。

・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。

- ・教職員は、感染拡大のリスクを高める3条件（「①換気の悪い密閉空間」、「②手の届く距離に多くの人々が密集」、「③近距離での会話や発声」のこと。以下「3条件」という。）が同時に重なる場（全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等）に参加したり、近づいたりする場合は、手洗いやマスクの着用など感染防止対策を徹底すること。児童生徒についても、教職員に準じた対応を可とすること。
- ・教職員は、学校教育活動以外での他県との往来は、訪問先のホームページで感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。やむを得ず訪問する場合には、訪問先の感染状況に応じて、訪問先を最低限に限定する、全国でクラスターが発生している施設の利用を控えるほか、次のとおり感染防止対策を徹底すること。
 - ※県外往来時は人混みを避け、マスクを着用すること。
 - ※県外との往来後は、体調管理に注意すること。
 - ※会食は「マスク会食」「4人以下のテーブル」で行うこと。
(参加者が5人以上の場合は1テーブル4人以下に分けること（同居家族を除く）)
- ・他県への出張については、真に必要で急を要するものであるかを十分に検討すること。また、オンラインでの代替等を検討すること。
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」に、児童生徒等（教職員含む）の健康観察の結果に係る情報を確実に入力するとともに、当システムで学校内の児童生徒等の健康状態を把握・確認し、感染症に関する症状が複数みられる場合や有症者数の増加が認められる場合には、早期に教育委員会や学校医、保健所に報告・相談すること。（令和3年4月28日付け保体第283号通知「新型コロナウイルス感染症における『学校等欠席者・感染症情報システム』の活用について（依頼）」を参照）

イ 新型コロナワクチン接種

- ・希望する教職員については、早期にワクチン接種を行うよう勧奨すること。
- ・教職員が勤務時間中に新型コロナワクチンを接種する場合の勤務については、校務の運営に支障のない範囲において、職専免として取り扱うこと。
- ・児童生徒に対しては、ワクチン接種に関する正しい情報を伝えるため、ワクチン接種に係るポスターの校内掲示やチラシの配布を行うほか、首相官邸の動画サイトに掲載されているものなど、国が配信している動画も活用して広報すること。

※首相官邸の動画サイト

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine_arch.html

- ・児童生徒が平日にワクチン接種を行う場合やその副反応により休養する場合は、「出席停止」として欠席扱いとしないことを保護者および児童生徒に対して周知すること。
- ・既にワクチンを接種した教職員や児童生徒においても、3条件の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策を継続するよう指導すること。

②感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は一般的には「飛沫感染」、「接触感染」で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、「手洗い」、「咳エチケット

ット」、「清掃・消毒」が大切である。

ア 手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させること。
- ・登校時や外から教室に入る時、トイレの後、体育の授業後、給食前後など、こまめに流水と石けんで30秒程度かけ丁寧に手洗いをさせること。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いること。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。

イ 咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるという、咳エチケットを徹底すること。

ウ 清掃・消毒

- ・消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、過度な消毒とならないよう十分に配慮すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うこと。
- ・特に多くの児童生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回除菌すること。なお、児童生徒等の手洗い（手洗いの6つのタイミングの徹底）が適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

※手洗いの6つのタイミング：「外から教室に入るとき」「咳やくしゃみ、鼻をかんだとき」「給食（昼食）の前後」「掃除の後」「トイレの後」「共有のものを触ったとき」

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、通常の清掃活動により清潔さを保つほか、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

※漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

※消毒作業に次亜塩素酸ナトリウムを使う場合は、原則として教職員が行うこととし、その際は手袋を着用し、消毒後は水拭きすること。

③身体全体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取

れた食事を心がけるようにすること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

3条件が同時に重なることや大声を出すことを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。なお、集団感染のリスクを低減するため、3条件が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの条件を避けることが望ましい。

- ・ 校長は、学校において3条件が揃わないよう、授業や学校行事等に係る適切な感染症対策を行うこと。
- ・ 校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健委員会等を活用し検証を行うこと。
- ・ 学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・ 保護者に対しては、感染症対策を依頼する（別紙5参照）ほか、保護者の不安を緩和するため、学校医と連携し、学校における感染症対策について随時保護者に説明すること。さらに、子どもの感染事例の多くは家庭内での感染と言われていることを踏まえ、感染防止対策について各保護者の理解と協力を求めること。
- ・ 外部業者や外部講師、学校への訪問者に対してもマスクの着用等の感染症対策を徹底すること。
- ・ 3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ（別紙6、7、8参照）を配布したり、学校に掲示したりするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

① 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・ 気候上可能な限り常時、教室等の換気を行い（常時行うことが難しい場合は、30分ごとに数分間程度、窓を全開にして換気）、密閉空間にしないこと。換気を行う際、可能な限り2方向の窓を同時に開けること（対角線上の窓を10～20cm程度ずつ開けると換気がスムーズになる。上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる）。併せて、廊下の窓も開けること。
- ・ 気温が低いときは、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。
- ・ 学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転すること。また、換気設備が必要な換気能力を有するとは限らないことから、必要に応じて窓開けによる自然換気と併用すること。
- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気は感染防止の観点から、十分な換気に努めること。
- ・ エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。なお、マスク着用や換気の徹底等を実践していることから、夏季等には例年以上に児童生徒が暑さを感じると考えられるため、児童生徒の健康を第一に考えた空調管理に努めること。
- ・ 気温が低いときは、換気による室温低下によって健康被害が生じないように、児童生徒に暖

かい服装を心がけるよう指導するとともに、学校内での保温・防寒目的の衣服等の着用について柔軟に対応すること。

- ・換気の方法は天候や地域の気候、教室の位置によって異なることから、必要に応じて学校薬剤師に相談し、助言を受けること。
- ・机の配置は、前後左右1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること。

②「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるなど、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

③「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ・登下校時にはマスクを着用させることを基本とする。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参させること。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日は熱中症のリスクを考慮し、人との十分な距離を確保し会話を控えるようにして、マスクを外すように指導すること。
- ・学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。
- ・食事や着替え、登下校時などマスクを着用していない際には会話を控えるよう、「『おはなしはマスク』いつでも どこでも だれとでも」を徹底すること。また、この標語を児童生徒に周知、徹底するため、各教室等に掲示する等の対応をとること。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。さらに、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。
- ・フェイスシールドやマウスシールドの活用については、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意すること。教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のため

の口の動きを見せたりするため、フェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には、身体的距離をとりながら行うこと。

- ・ 学校以外の場所において児童生徒同士で交流する場合にも、マスクの着用や手洗い等を徹底するように指導すること。
- ・ 教職員においても、手洗いや咳エチケット、人との身体的距離の確保、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。また、日ごろから、食事の際や休憩室、更衣室などにおいても、会話をする際にはマスクを必ず着用すること。

ア 登下校や集会、朝礼等について

- ・ 登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

(対応例)

○始業前の登下校の時間帯をずらす

○児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける（職員玄関や体育館入口等の活用）

- ・ 限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、校内放送等の活用を検討すること。

イ 授業・補習全般について

- ・ 机の配置は、前後左右1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること。
- ・ グループワーク、ペアワークについては、教室のこまめな換気やマスクの着用、長時間の密集状態を避けるなど、3条件の回避を徹底した上で実施することは可能であること。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

(対応例)

○体育館を活用し児童生徒の間隔を確保した上での学年一斉授業の実施

○特別教室や屋外（晴天時の校庭など）を活用した授業の実施

- ・ 3条件の回避が困難な授業については、実施時期の変更を検討すること。

ウ 音楽の授業について

- ・ 音楽の授業においては、狭い空間や密閉状態での歌唱指導および身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、合唱は感染リスクの高い活動であることを踏まえ、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の吹奏楽器の演奏は、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じた上で行うこと。
- ・ 共用の教材や楽器については、通常の清掃を行うほか、使用前後で手洗いを徹底するなど、適切な感染症対策を講じること。

エ 理科、家庭科など共用の教具等を用いる授業について

- ・ 特別教室の使用前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 共用の教具や情報機器（パソコンや実験器具、実習機器等）については通常の清掃を行う

ほか、使用前後の手洗いを徹底すること。

- ・理科実験や調理実習など、狭い空間で密集して行う活動については、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じること。なお、3条件の回避が困難な場合には、年間指導計画の実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・家庭科や芸術科など教員配置数の少ない教科について、当該教科の教員が濃厚接触者になった場合は、自習や補習を行うなどの工夫を講じること。

オ 体育・保健体育の授業について

- ・地域の感染状況等に応じて、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行うことも検討すること。
- ・用具については通常の清掃を行うとともに、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・体育館は換気を行うこと。
- ・授業の実施に際しては、地域の感染状況等に応じて、可能な限り個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動も検討すること。
- ・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を行う場合は、上記に加え、種目の特性に応じた感染症対策を徹底すること。また、このような運動を行うか否かについては、学校や地域の感染症の状況や、児童生徒の体力等の状況を把握した上で適切に判断すること。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。さらにまた、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。
- ・水泳の授業については、スポーツ庁政策課学校体育室の令和3年4月9日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」を参照すること。その際、プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、地域の感染状況に応じて柔軟に対応することができること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児および基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強要せず、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

カ 給食時について

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。また、給食後も児童生徒全員が食器等を片付けた後に手洗いをすること。

- ・飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒および教職員は、必ずマスクを着用するとともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、風邪の症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無、手指を確実に洗浄したか、衛生的な服装をしているか等を毎日点検し確認すること。給食当番活動を行うことが適切でないと認められた場合には、給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食当番以外の児童生徒についても、会食開始までマスクを外さず、静かに待つよう指導すること。
- ・給食時の会食に当たっては、会話を控えるとともに、例えば、机を向かい合わせにしないでスクール形式にする、密集を避けるため、ランチルームを使用せず普通教室を使用する、会食の時間帯をずらす、空き教室を利用して定員の1/2以下とするなどの工夫を行うこと。
- ・給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮すること。

キ 図書館について

- ・図書館利用前後には、手洗いをするというルールを徹底し、また、児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組むこと。
- ・図書館における感染防止対策については、公益財団法人全国学校図書館協議会の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定）も参考にすること。

ク スクールバスについて

- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ3 cm 程度開けること（常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること）。
- ・バスの運行前に多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること。
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時刻を調整すること。
- ・運転手や介助員、利用者はマスクを着用すること。
- ・利用者の座席を離すこと。それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導すること。
- ・スクールバス運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

ケ その他

- ・清掃活動は、共同作業が多く、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うこと。また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをすること。
- ・休み時間中の児童生徒の行動については、会話をする際には一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことなど、必要なルールを設定することも含めて、指導の工夫を行うこと。

- ・職員室や事務室等の学校内の執務室では、一定時間おき（最低1日3回、できれば2時間おき）に換気を行い、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2m）するように努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。

2 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合の対応については、9（1）を参照すること。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることとし、指導要録上も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 家族等に感染・濃厚接触者が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 家族等に発熱等の風邪の症状がみられたことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された者
- ・保護者から感染が不安で学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染経路が不明な患者が急激に増加している地域に該当し、かつ、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情により児童生徒を休ませることに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・部活動による遠征や県外大学の受験等により感染が拡大している地域等を訪問した場合において、周囲に帰福した生徒がいることにより感染のリスクがあるとして、保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合には、当該生徒について、指導要録上も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・医療機関等でワクチン接種を受ける場合で、期日や場所の選択が困難かつ接種場所までの移動に長時間を要する等、校長が出席しなくてもよいと認めた場合には、当該児童生徒について、指導要録上も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・ワクチン接種後、発熱等の風邪の症状が見られた場合や、発熱等の風邪症状以外があり校長が副反応と思われる症状と判断した場合には、当該児童生徒について、指導要録上も「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・児童生徒の感染等が明らかとなり、緊急メールやホームページ等で臨時休業措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医の見解を保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。
- ・登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができること。また、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて学校医等に相談し、安全に十分配慮すること。

4 心のケアについて

- ・感染症対策を意識した生活により、心理的ストレスを抱える児童生徒、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やアンケート調査等による悩みを抱える児童生徒の早期発見、健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。
- ・児童生徒、教職員がともにマスクを着用しており、お互いの表情が見えないことから、児童生徒が教職員に話しかけづらかったり、何か言いたそうにしている児童生徒に教職員が気付きにくかったりすることが考えられるため、児童生徒が相談しやすくなるよう、教職員から声かけをする機会を増やすなど、工夫すること。
- ・問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすいように、青少年教育センターや県内の相談機関（24時間の電話相談窓口や土日祝日等に相談できるSNS相談窓口）などに関する情報を提供すること。
- ・学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員は、精神面の負担が大きいと考えられることから、学校の管理職は教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、機会を捉えて新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えるとともに、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
- ・例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見・差別が生じないよう、適切な指導を行うこと。
- ・児童生徒または教職員の感染等が判明した場合に、感染者や濃厚接触者の氏名等の特定・流布や、感染者等への偏見・差別が生じないよう、十分な配慮を行うことを保護者に要請すること。
- ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅

待機とするような措置をとらないこと。

- ・ 新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであること等を児童生徒に指導すること。

6 学習指導に関することについて

- ・ 感染者が発生する等により臨時休業となった場合には、主たる教材である教科書に基づいて指導するほか、タブレット端末を活用したオンライン学習や、学習動画等を活用した在宅授業を実施するなど家庭学習を適切に課し、その学習内容の定着を小テスト等により確認した上で、工夫して学習の遅れの取り戻しを図ること。
- ・ 今後の再度の臨時休業に備える観点からも、効率的な授業となるよう内容の精査を行うこと。また、日頃から、タブレット端末を活用したオンライン学習の準備を進めておくこと。さらには、タブレット端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと。
- ・ 過度の宿題を課す等により児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、家庭学習の内容や分量等を工夫し、一人一人に応じた指導・支援を心がけること。
- ・ 対面授業とオンライン学習を併用し、出席停止となった場合や、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などの学びを保障すること。もしくは、学習の遅れが生じないよう、タブレット端末等も活用して家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができることに留意すること。
- ・ 上記のほか、令和3年2月19日付け2文科初第1733号「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」、令和3年2月19日付け2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」および令和3年8月27日付け事務連絡（文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課）「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」に示された内容を参照すること。

7 学校行事の実施について

- ・ 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・ 学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、例えば、以下のような工夫を行うこと。

① 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、学校祭など

- ・ オンラインでの開催、半日での開催、会場の分散や保護者等の参観の制限（リモート配信の活用）、調理を伴う模擬店の中止、集団で行う準備に係る時間の制限など、実施内容や方法を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期や中止

を検討すること。

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すこと。

②運動会等の体育的行事

- ・運動会等の体育的行事については、実施内容や方法（例えば、半日での開催、保護者等の参観の制限、集団で行う準備に係る時間の制限など）を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないよう工夫するとともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

③健康診断、避難訓練など

- ・健康診断について、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること。（令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること）。例えば、
 - 健康診断会場への入退室等は小グループごとにし、お互いの間隔を十分にとる
 - 部屋の十分な換気に努める
 - 会話や発声を控えるなどの工夫を講じること。また、児童生徒や教職員の事前の手洗いや咳エチケット、器具等の消毒を徹底すること。
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分にを行い、時間をかけずに実施できるようにすること。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

④遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・県外への修学旅行等については、依然として集団感染のリスクがあることに鑑み、実施の可否や時期、訪問先等の検討に当たっては、訪問先の感染状況や、3条件の回避など感染防止対策について十分に考慮すること。また、他県との往来は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。訪問先においては、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。
- ・県内における自然や文化などに親しむミニ遠足などの実施は差し支えない。

⑤勤労生産・奉仕的活動（校内美化活動や地域清掃など）

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。

- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

⑥入学式・始業式等

- ・入学式等を実施する際には、児童生徒の間隔を十分に確保し、こまめな換気を実施するなど感染拡大防止のための措置をとるとともに、参加人数の制限や式典の時間短縮など開催方式を工夫すること。
- ・上級生等によるメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校便りに掲載したりすること。

8 部活動の実施について

- ・部活動については、当面の間、以下に掲げる事項のほか、別紙9-1および9-2の事項を遵守し、最大限の感染症対策を講じながら実施すること。また、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・感染者が発生して臨時休業となった場合には、部活動を休止すること。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員が部活動の活動状況（3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等）を把握すること。また、大会やコンクール等への参加、練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、学校として、児童生徒、教職員等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・活動場所については、熱中症に留意しながら屋外で実施することも検討すること。また、体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底するとともに、長時間の利用を避け、少人数で使用するなど十分な身体的距離を確保できるようにすること。
- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業の扱いに準じること（1（2）③を参照）。
- ・活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、休養日を適切に設けること。（文化部についても、具体的な活動時間の上限については、運動部に合わせること。）
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底するとともに、長時間の利用を避け、少人数で使用するなど十分な身体的距離を確保できるようにすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・運動部については、中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。また、文化部については、文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。特に、部活動前後における集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後は速やかに帰宅するよう徹底すること。
- ・対外的活動（県外校を県内に招待する場合を含む）を行う場合、学校として責任を持って実

施の必要性を判断するとともに、訪問先の感染状況を十分に把握した上で、訪問先において、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。また、部活動による遠征、合宿、練習試合等での他県との往来は、訪問先の感染状況を十分に把握した上で、慎重に判断すること。なお、感染の拡大が見られない地域から招待する場合においても、移動中および滞在中の感染症対策の徹底を要請すること。

- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・他県を訪問した生徒および引率した教職員については、帰福後2週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。
- ・合唱は感染リスクの高い活動であることを踏まえ、合唱部など歌うことが含まれる活動を行う場合には、令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」に示された留意事項を徹底すること。
- ・中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技の特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。

9 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

(1) 児童生徒または教職員が感染等した場合

別紙1「新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準 Ver.4(2021.4.1_改訂版)」および別紙2「コロナウイルス感染症における対応フローチャート Ver.4(2021.4.1_改訂版)」参照

(2) 給食センター職員が感染等した場合

給食センター職員に感染が確認された場合は原則として給食を中止し、保健所の指示により施設内消毒等の対策を講じる。濃厚接触者と特定された場合は、当該職員を出勤停止とし、給食調理については保健所等と相談し、実施の可否を決定する。

(3) 学校に出入りする事業者が感染等した場合

学校に出入りし、児童生徒と接触する事業者に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合は、該当者の出入りを禁止し、必要に応じて事業を中止する。

10 その他

- ・その他、各校の状況に応じて学校長の裁量を尊重する。
- ・今後の状況により、適宜修正を行う。

小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策要領 Ver.5 (R3.11_改訂版)

I 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③身体全体の抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

①感染源を絶つこと

ア 児童生徒および教職員の体調管理の徹底等

発熱等や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養させることを徹底すること。体調に少しでも変化が生じている場合には、迷わずかかりつけ医や最寄りの医療機関、もしくは県の相談窓口（受診・相談センター：0776-20-0795）に電話で相談させ、登校や出勤を控えさせること。

・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」（別紙1）に記録し、登校後に担任が確認すること。

・発熱等や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、出席停止扱いとすること（新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない）。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

※症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導するとともに、必要に応じて受診を勧め、その場合、受診状況や検査状況を保護者から聞き取って把握すること。

・体調に少しでも変化が生じている場合には、塾や習い事、スポーツ少年団など、人が集まる場所に行くことも控えるよう注意喚起すること。

・教職員が感染した場合は、特別休暇を取得させること。

・教職員についても検温等で毎日の健康状態を確認させ、新型コロナワクチン接種に伴う副反応の場合も含め、教職員に発熱や等の風邪の症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどが考えられる。

・教職員が濃厚接触者と判明した場合は、在宅勤務や職務専念義務の免除により、学校へ出勤させないこと。

・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。

- ・教職員は、当面の間、感染拡大のリスクを高める3条件（「①換気の悪い密閉空間」、「②手の届く距離に多くの人が密集」、「③近距離での会話や発声」のこと。以下「3条件」という。）が同時に重なる場（全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等）に参加したり、近づいたりすることを控えるようにするとともに、児童生徒に対しても、こうした場に立ち入らないよう指導を徹底すること。場合は、手洗いやマスクの着用など感染防止対策を徹底すること。児童生徒についても、教職員に準じた対応を可とすること。
- ・教職員は、学校教育活動以外での他県との往来は、訪問先のホームページで感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。やむを得ず訪問する場合には、訪問先の感染状況に応じて、訪問先を最低限に限定する、全国でクラスターが発生している施設の利用を控えるほか、次のとおり感染防止対策を徹底すること。
 - ※県外往来時は人混みを避け、マスクを着用すること。
 - ※県外との往来後は、体調管理に注意すること。
 - ※会食は「マスク会食」「4人以下のテーブル」で行うこと。

（参加者が5人以上の場合は1テーブル4人以下に分けること（同居家族を除く））
- ・他県への出張については、真に必要で急を要するものであるかを十分に検討すること。また、オンラインでの代替等を検討すること。
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」に、児童生徒等（教職員含む）の健康観察の結果に係る情報を確実に入力するとともに、当システムで学校内の児童生徒等の健康状態を把握・確認し、感染症に関する症状が複数みられる場合や有症者数の増加が認められる場合には、早期に教育委員会や学校医、保健所に報告・相談すること。（令和3年4月28日付け保体第283号通知「新型コロナウイルス感染症における『学校等欠席者・感染症情報システム』の活用について（依頼）」を参照）

イ 新型コロナワクチン接種

- ・希望する教職員については、早期にワクチン接種を行うよう勧奨すること。
- ・教職員が勤務時間中に新型コロナワクチンを接種する場合の勤務については、校務の運営に支障のない範囲において、職専免として取り扱うこと。
- ・児童生徒に対しては、ワクチン接種に関する正しい情報を伝えるため、ワクチン接種に係るポスターの校内掲示やチラシの配布を行うほか、首相官邸の動画サイトに掲載されているものなど、国が配信している動画も活用して広報すること。
 - ※首相官邸の動画サイト
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine_arch.html
- ・児童生徒が平日にワクチン接種を行う場合やその副反応により休養する場合は、「出席停止」として欠席扱いとしないことを保護者および児童生徒に対して周知すること。
- ・既にワクチンを接種した教職員や児童生徒においても、3条件の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策を継続するよう指導すること。

② 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は一般的には「飛沫感染」、「接触感染」で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染

を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、「手洗い」、「咳エチケット」、「清掃・消毒」が大切である。

ア 手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させること。
- ・登校時や外から教室に入る時、トイレの後、体育の授業後、給食前後など、こまめに流水と石けんで30秒程度かけ丁寧に手洗いをさせること。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いること。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。

イ 咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるといふ、咳エチケットを徹底すること。

ウ 清掃・消毒

- ・消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、過度な消毒とならないよう十分に配慮すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うこと。
- ・~~大勢特に多くの児童生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回除菌すること。なお、児童生徒等の手洗い（手洗いの6つのタイミングの徹底）が適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。~~

※手洗いの6つのタイミング：「外から教室に入るとき」「咳やくしゃみ、鼻をかんだとき」「給食（昼食）の前後」「掃除の後」「トイレの後」「共有のものを触ったとき」

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、通常の清掃活動により清潔さを保つほか、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

※漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

※消毒作業に次亜塩素酸ナトリウムを使う場合は、原則として教職員が行うこととし、その際は手袋を着用し、消毒後は水拭きすること。

③ 身体全体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

3条件~~(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面)~~が同時に重なる場を避けること。また、~~3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること~~ことや大声を出すことを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。なお、集団感染のリスクを低減するため、3条件が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの条件を避けることが望ましい。

- ・ 校長は、学校において3条件が揃わないよう、授業や学校行事等に係る適切な感染症対策を行うこと。
- ・ 校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健委員会等を活用し検証を行うこと。
- ・ 学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・ 保護者に対しては、感染症対策を依頼する(別紙5参照)ほか、保護者の不安を緩和するため、学校医と連携し、学校における感染症対策について随時保護者に説明すること。さらに、子どもの感染事例の多くは家庭内での感染とされていることを踏まえ、感染防止対策について各保護者の理解と協力を求めること。
- ・ 外部業者や外部講師、学校への訪問者に対してもマスクの着用等の感染症対策を徹底すること。
- ・ 3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ(別紙~~3、4~~6、7、8参照)を配布したり、学校に掲示したりするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

① 「密閉」の回避(換気の徹底)

- ・ 気候上可能な限り常時、教室等の換気を行い(常時行うことが難しい場合は、30分ごとに数分間程度、窓を全開にして換気)、密閉空間にしないこと。換気を行う際、可能な限り2方向の窓を同時に開けること(対角線上の窓を10~20cm程度ずつ開けると換気がスムーズになる。上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる)。併せて、廊下の窓も開けること。
- ・ 気温が低いときは、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、気温変化を抑えるのに有効である。
- ・ 学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転すること。また、換気設備が必要な換気能力を有するとは限らないことから、必要に応じて窓開けによる自然換気と併用すること。
- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気は感染防止の観点から、十分な換気に努めること。

- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。なお、マスク着用や換気の徹底等を実践していることから、夏季等には例年以上に児童生徒が暑さを感じると考えられるため、児童生徒の健康を第一に考えた空調管理に努めること。
- ・気温が低いときは、換気による室温低下によって健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導するとともに、学校内での保温・防寒目的の衣服等の着用について柔軟に対応すること。
- ・換気の方法は天候や地域の気候、教室の位置によって異なることから、必要に応じて学校薬剤師に相談し、助言を受けること。
- ・机の配置は、前後左右1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることに努めること。

②「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるなど、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

③「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ・登下校時にはマスクを着用させることを基本とする。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参させること。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い時日は熱中症のリスクを考慮し、人との十分な距離を確保し会話を控えるようにして、マスクを外すように指導すること。
- ・学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。
- ・食事や着替え、登下校時などマスクを着用していない際には会話を控えるよう、「『おはなしはマスク』いつでも どこでも だれとでも」を徹底すること。また、この標語を児童生徒に周知、徹底するため、各教室等に掲示する等の対応をとること。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。が、特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導する

など、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。さらに、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。

- ・ フェイスシールドやマウスシールドの活用については、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意すること。教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりするため、フェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には、身体的距離をとりながら行うこと。
- ・ 学校以外の場所において児童生徒同士で交流する場合にも、マスクの着用や手洗い等を徹底するように指導すること。
- ・ 教職員においても、手洗いや咳エチケット、人との身体的距離の確保、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。また、日ごろから、食事の際や休憩室、更衣室などにおいても、会話をする際にはマスクを必ず着用すること。

ア 登下校や集会、朝礼等について

- ・ 登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

(対応例)

○始業前の登下校の時間帯をずらす

○児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける（職員玄関や体育館入口等の活用）

- ・ 限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、校内放送等の活用を検討すること。

イ 授業・補習全般について

- ・ 机の配置は、前後左右1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること。
- ・ グループワーク、ペアワークについては、教室のこまめな換気やマスクの着用、長時間の密集状態を避けるなど、3条件の回避を徹底した上で実施することは可能であること。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

(対応例)

○体育館を活用し児童生徒の間隔を確保した上での学年一斉授業の実施

○特別教室や屋外（晴天時の校庭など）を活用した授業の実施

- ・ 3条件の回避が困難な授業については、実施時期の変更を検討すること。

ウ 音楽の授業について

- ・ 音楽の授業においては、狭い空間や密閉状態での歌唱指導および身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、合唱は感染リスクの高い活動であることを踏まえ、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の吹奏楽器の演奏は、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じた上で行うこと。
- ・ 共用の教材や楽器については、通常の清掃を行うほか、使用前後で手洗いを徹底するなど、

適切な感染症対策を講じること。

エ 理科、家庭科など共用の教具等を用いる授業について

- ・ 特別教室の使用前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 共用の教具や情報機器（パソコンや実験器具、実習機器等）については通常の清掃を行うほか、使用前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 理科実験や調理実習など、狭い空間で密集して行う活動については、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じること。なお、3条件の回避が困難な場合には、年間指導計画の実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・ 家庭科や芸術科など教員配置数の少ない教科について、当該教科の教員が濃厚接触者になった場合は、自習や補習を行うなどの工夫を講じること。

オ 体育・保健体育の授業について

- ・ 地域の感染状況等に応じて、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行うことも検討すること。~~ほか、~~
- ・ 用具については通常の清掃を行うとともに、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 体育館は換気を行うこと。
- ・ 授業の実施に際しては、地域の感染状況等に応じて、可能な限り個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫を講じることも検討すること。
- ~~児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。~~
- ・ 児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を行う場合は、上記に加え、種目の特性に応じた感染症対策を徹底すること。また、このような運動を行うか否かについては、学校や地域の感染症の状況や、児童生徒の体力等の状況を把握した上で適切に判断すること。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高くない日に、呼気が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。さらにまた、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。
- ・ 水泳の授業については、スポーツ庁政策課学校体育室の令和3年4月9日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」を参照すること。その際、プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、地域の感染状況に応じて柔軟に対応することができること。

- ・体育の授業に関し、医療的ケア児および基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強要せず、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

カ 給食時について

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。また、給食後も児童生徒全員が食器等を片付けた後に手洗いをを行うこと。
- ・飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒および教職員は、必ずマスクを着用するとともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、風邪の症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無、手指を確実に洗浄したか、衛生的な服装をしているか等を毎日点検し確認すること。給食当番活動を行うことが適切でないと認められた場合には、給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食当番以外の児童生徒についても、会食開始までマスクを外さず、静かに待つよう指導すること。
- ・給食時の会食に当たっては、会話を控えるとともに、例えば、机を向かい合わせにしないでスクール形式にする、密集を避けるため、ランチルームを使用せず普通教室を使用する、会食の時間帯をずらす、空き教室を利用して定員の 1/2 以下とするなどの工夫を行うこと。
- ・給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮すること。

キ 図書館について

- ・図書館利用前後には、手洗いをするというルールを徹底し、また、児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組むこと。
- ・図書館における感染防止対策については、公益財団法人全国学校図書館協議会の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定）も参考にすること。

ク スクールバスについて

- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うことと3 cm 程度開けること（常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること）。
- ・バスの運行前に多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること。
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時刻を調整すること。
- ・運転手や介助員、利用者はマスクを着用すること。
- ・利用者の座席を離すこと。それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導すること。

- ・スクールバス運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

ケ その他

- ・清掃活動は、共同作業が多く、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うこと。また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うこと。
- ・休み時間中の児童生徒の行動については、会話をする際には一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことなど、必要なルールを設定することも含めて、指導の工夫を行うこと。
- ・職員室や事務室等の学校内の執務室では、一定時間おき（最低1日3回、できれば2時間おき）に換気を行い、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2m）するように努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。

2 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合の対応については、9（1）を参照すること。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることとし、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 家族等に感染・濃厚接触者が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 家族等に発熱等の風邪の症状がみられたことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された者
- ・保護者から感染が不安で学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染経路が不明な患者が急激に増加している地域に該当し、かつ、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情により児童生徒を休ませることに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・部活動による遠征や県外大学の受験等により感染が拡大している地域等を訪問した場合において、周囲に帰福した生徒がいることにより感染のリスクがあるとして、保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合には、当該生徒について、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・医療機関等でワクチン接種を受ける場合で、期日や場所の選択が困難かつ接種場所までの移動に長時間を要する等、校長が出席しなくてもよいと認めた場合には、当該児童生徒について

て、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。

- ・ワクチン接種後、発熱等の風邪の症状が見られた場合や、発熱等の風邪症状以外があり校長が副反応と思われる症状と判断した場合には、当該児童生徒について、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・児童生徒の感染等が明らかとなり、緊急メールやホームページ等で臨時休業措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医の見解を保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。
- ・登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができること。また、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて学校医等に相談し、安全に十分配慮すること。

4 心のケアについて

- ・学校再開後についても、依然として感染症対策を意識した生活により、心理的ストレスを抱える児童生徒、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やアンケート調査等による悩みを抱える児童生徒の早期発見、健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。
- ・児童生徒、教職員がともにマスクを着用しており、お互いの表情が見えないことから、児童生徒が教職員に話しかけづらかったり、何か言いたそうにしている児童生徒に教職員が気付きにくかったりすることが考えられるため、児童生徒が相談しやすくなるよう、教職員から声かけをする機会を増やすなど、工夫すること。
- ・問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすいように、青少年教育センターや県内の相談機関（24時間の電話相談窓口や土日祝日等に相談できるSNS相談窓口）などに関する情報を提供すること。
- ・学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員は、精神面の負担が大きいと考えられることから、学校の管理職は教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、機会を捉えて新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えるとともに、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。

- ・例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見・差別が生じないように、適切な指導を行うこと。
- ・児童生徒または教職員の感染等が判明した場合に、感染者や濃厚接触者の氏名等の特定・流布や、感染者等への偏見・差別が生じないように、十分な配慮を行うことを保護者に要請すること。
- ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとらないこと。
- ・新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであること等を児童生徒に指導すること。

6 学習指導に関することについて

- ・感染者が発生する等により臨時休業となった場合には、主たる教材である教科書に基づいて指導するほか、タブレット端末を活用したオンライン学習や、学習動画等を活用した在宅授業を実施するなど家庭学習を適切に課し、その学習内容の定着を小テスト等により確認した上で、工夫して学習の遅れの取り戻しを図ること。
- ・今後の再度の臨時休業に備える観点からも、効率的な授業となるよう内容の精査を行うこと。また、日頃から、タブレット端末を活用したオンライン学習の準備を進めておくこと。さらには、タブレット端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと。
- ・過度の宿題を課す等により児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、家庭学習の内容や分量等を工夫し、一人一人に応じた指導・支援を心がけること。
- ・対面授業とオンライン学習を併用し、出席停止となった場合や、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などへの学びを保障すること。もしくは、学習の遅れが生じないように、タブレット端末等も活用して家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができることに留意すること。
- ・上記のほか、令和3年2月19日付け2文科初第1733号「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」、令和3年2月19日付け2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」および令和3年8月27日付け事務連絡（文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課）「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」に示された内容を参照すること。

7 学校行事の実施について

- ・学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、例えば、以下のような工夫を行うこと。

① 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭学校祭など

- ・オンラインでの開催、半日での開催、会場の分散や保護者等の参観の制限（リモート配信の活用）、調理を伴う模擬店の中止、集団で行う準備に係る時間の制限など、実施内容や方法を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すこと。

② 運動会、~~体育祭~~等の体育的行事

- ・運動会や~~体育祭~~等の体育的行事については、実施内容や方法（例えば、半日での開催、保護者等の参観の制限、集団で行う準備に係る時間の制限など）を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないよう工夫するとともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

③ 健康診断、避難訓練など

- ・健康診断について、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること。（令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること）。例えば、
 - 健康診断会場への入退室等は小グループごとにし、お互いの間隔を十分にとる
 - 部屋の十分な換気に努める
 - 会話や発声を控えるなどの工夫を講じること。また、児童生徒や教職員の事前の手洗いや咳エチケット、器具等の消毒を徹底すること。
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにすること。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

④遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・ 国内県外への修学旅行等については、依然として集団感染のリスクがあることに鑑み、実施の可否や時期、訪問先等の検討に当たっては、訪問先の感染状況や、3条件の回避など感染防止対策について十分に考慮すること。また、緊急事態宣言等対象地域への訪問については控えること他県との往来は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、慎重に判断すること。訪問先においては、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。
- ・ 県内における自然や文化などに親しむミニ遠足などの実施は差し支えない。

⑤勤労生産・奉仕的活動（校内美化活動や地域清掃など）

- ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

⑥入学式・始業式等

- ・ 入学式等を実施する際には、児童生徒の間隔を十分に確保し、こまめな換気を実施するなど感染拡大防止のための措置をとるとともに、参加人数の制限や式典の時間短縮など開催方式を工夫すること。
- ・ 上級生等によるメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校便りに掲載したりすること。

8 部活動の実施について

- ・ 部活動については、当面の間、以下に掲げる事項のほか、別紙9-1および9-2の事項を遵守し、最大限の感染症対策を講じながら実施すること。また、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 感染者が発生して臨時休業となった場合には、部活動を休止すること。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員が部活動の活動状況（3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等）を把握すること。また、大会やコンクール等への参加、練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、学校として、児童生徒、教職員等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 活動場所については、熱中症に留意しながら屋外で実施することも検討すること。また、体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底するとともに、長時間の利用を避け、少人数で使用するなど十分な身体的距離を確保できるようにすること。
- ・ 運動部活動でのマスク着用については、体育の授業の扱いに準じること（1（2）③を参照）。
- ・ 活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、休養日を適切に設けること。（文化部についても、具体的な活動時間の上限については、運動部に合わせる

こと。)

- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底するとともに、長時間の利用を避け、少人数で使用するなど十分な身体的距離を確保できるようにすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・運動部については、中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。また、文化部については、文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。特に、部活動前後における集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後は速やかに帰宅するよう徹底すること。
- ・対外的活動（県外校を県内に招待する場合を含む）を行う場合、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、訪問先の感染状況を十分に把握した上で、訪問先において、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。また、~~緊急事態宣言等対象地域への訪問については控えること。~~部活動による遠征、合宿、練習試合等での他県との往来は、訪問先の感染状況を十分に把握した上で、慎重に判断すること。なお、感染の拡大が見られない地域から招待する場合においても、移動中および滞在中の感染症対策の徹底を要請すること。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・他県を訪問した生徒および引率した教職員については、帰福後2週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出るなど体調に変化が生じた場合は出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。
- ・合唱は感染リスクの高い活動であることを踏まえ、合唱部など歌うことが含まれる活動を行う場合には、令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」に示された留意事項を徹底すること。
- ・中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技の特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。

9 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

(1) 児童生徒または教職員が感染等した場合

別紙1「新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準 Ver.4 (2021.4.1_改訂版)」および別紙2「コロナウイルス感染症における対応フローチャート Ver.4 (2021.4.1_改訂版)」参照

(2) 給食センター職員が感染等した場合

給食センター職員に感染が確認された場合は原則として給食を中止し、保健所の指示により施設内消毒等の対策を講じる。~~または、濃厚接触者と特定された場合であって、関係学校内に濃厚接触者がいない場合は、当該職員を出勤停止とし、給食を中止調理については保健所等と相談し、実施の可否を決定する。~~

(3) 学校に出入りする事業者が感染等した場合

学校に出入りし、児童生徒と接触する事業者に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合は、該当者の出入りを禁止し、必要に応じて事業を中止する。

10 その他

- ・その他、各校の状況に応じて学校長の裁量を尊重する。
- ・今後の状況により、適宜修正を行う。